

令和3年第3回教育委員会会議定例会 議事録

午後 4時00分開会

1 日 時 令和3年3月25日(木)

午後 5時00分閉会

2 場 所 人権センター 1階 会議室

3 出席者 高田教育長, 浅野教育長職務代理者, 市川委員, 竹下委員, 西川委員,  
平田委員

4 説明員 中川教育次長, 吉本総務学事課長, 富本人事管理担当課長,  
大橋教育指導担当課長, 堀川文化生涯学習課長,  
山口総務学事課教育総務係長

5 会議事件

付議案件

議案第18号 学校医の委嘱について

議案第19号 学校歯科医の委嘱について

議案第20号 学校薬剤師の委嘱について

議案第21号 学校運営協議会委員の任命について

議案第22号 竹原市重要文化財の指定に係る文化財保護委員会への諮問について

議案第23号 竹原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案

議案第24号 竹原市適応指導教室設置要綱案

議案第25号 竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を  
改正する規則案

議案第26号 竹原市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する  
規則案

議案第27号 竹原市立小中学校等の通学区域に関する規則の一部を改正する  
規則案

議案第28号 竹原市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案

報告・協議 竹原市教育情報セキュリティポリシーについて

○高田教育長       ただいまから、令和3年第3回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第18号、議案第19号及び議案第20号、議案第25号及び議案第27号、議案第26号及び議案第28号は関連議案であるため一括で上程すること、報告・協議は公にすることにより、行政運営に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とすることに御異議ございませんか。

○浅野教育長       はい。

職務代理者

○市川委員       はい。

○竹下委員       はい。

○西川委員       はい。

○平田委員       はい。

○高田教育長       御異議なしと認めます。議案第18号、議案第19号及び議案第20号、議案第25号及び議案第27号、議案第26号及び議案第28号は関連議案であるため一括で上程すること、報告・協議は公にすることにより、教育行政運営に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とすることに決定しました。

○高田教育長       はじめに、議案第18号「学校医の委嘱について」、議案第19号「学校歯科医の委嘱について」及び議案第20号「学校薬剤師の委嘱について」は関連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長       議案第18号「学校医の委嘱について」、議案第19号「学校歯科医の委嘱について」及び議案第20号「学校薬剤師の委嘱について」一括して説明させていただきます。議案書1ページからです。学校保健安全法第23条の規定により学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置くものとなっておりますので、医師会、歯科医師会、薬剤師会から推薦のあった方々

について、委嘱をするものでございます。令和3年度より忠海学園が開校するに当たり、新たに学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱するものでございます。まず、学校医については浅野稔先生、井口哲彦先生、桑原将司先生、学校歯科医については三好浩之先生、学校薬剤師については、岡本隆先生に令和3年4月1日から委嘱でございます。以上でございます。

- 高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。
- 竹下委員            学校薬剤師はそれぞれの学校におられるのですか。
- 吉本課長            全て置くものとして法で定められておりますので、置いております。学校薬剤師の職務内容は、学校の衛生環境についての指導や、例えば教室の照度や二酸化炭素濃度などを年間数回測定して、教育委員会に報告していただいて、それに対して改善策を出していくという仕事になります。
- 竹下委員            市内の薬局に勤務されている薬剤師さんがそれぞれ指定の学校に行っておられるのですか。
- 吉本課長            市内の薬局の薬剤師に委嘱しておりますので、年に何回か学校に行っていただくことになっています。
- 市川委員            学校医の前学校名が全員忠海小学校となっておりますが忠海中学校の学校医だった方は、もう学校医はされないのですか。
- 吉本課長            元々、忠海小学校の学校医だった方に忠海学園の学校医をお願いしています。
- 高田教育長           お諮りいたします。議案第18号、議案第19号及び議案第20号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長           はい。
- 職務代理者
- 市川委員            はい。
- 竹下委員            はい。
- 西川委員            はい。
- 平田委員            はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号、議案第19号及び議案第20号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第21号「学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○富本課長 議案第21号「学校運営協議会委員の任命について」御説明いたします。議案書10ページです。令和3年度、全ての竹原市立学校に学校運営協議会を設置することに伴い、校長から推薦を受けた者に学校運営協議会委員を任命することについて、承認を求めるものでございます。「地域に開かれた学校」から、「地域とともにある学校づくり」へと転換を図るための有効な仕組みとしてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が創設され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、その設置が努力義務とされているところでございます。本市におきましては、令和2年度、先進的に4校で学校運営協議会制度を導入し、令和3年度、全ての竹原市立学校に学校運営協議会を設置するにあたり、今年度準備を進めてきたところでございます。令和3年度学校運営協議会委員として、各学校の校長から推薦された候補者につきましては、議案書11ページからございます。こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び竹原市学校運営協議会規則に基づきまして、任用していくものでございます。学校運営協議会委員につきましては、各協議会15名以内とし、任期は一年間でございます。委員としましては、設置校に在籍する児童又は生徒の保護者、設置校の校区内の地域住民、設置校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、設置校の教職員、その他教育委員会が適当と認める者となっており、校長から推薦をいただき、教育委員会が任命するというものでございます。以上でございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○平田委員 学校運営協議会委員は毎年任命するのですか。

○富本課長 基本的には、規則に任期は1年としておりますので、1年毎に任命しま

すが、委員につきましては校長が推薦してきますので、1年で変わる方もおられるかもしれませんが、継続していただく方もおられると思います。

○平田委員 　　同じ義務教育学校でも吉名学園は12名、忠海学園は5名と人数に差があるのはどうしてですか。

○富本課長 　　各運営協議会15名以内としておりますので、その学校によりまして、広く多い人数で委員をといるところもあれば、少数精鋭でというところもあります。必要であれば、年度途中で推薦していただくということもあろうかと思っておりますので、現時点ではそれぞれの学校から推薦していただいた人数がこのようになっております。

○平田委員 　　各学校の考え方ということですね。

○富本課長 　　そうです。

○西川委員 　　各学校で委員数に違いがありますが、任期1年で更新する際に年度ごとに人数は変わることがあるということですか。

○富本課長 　　それぞれ年度ごとに校長が推薦しますので、学校の実態や活動の内容によって、人数が変わることもあると思います。

○西川委員 　　忠海学園・吉名学園のような小中一貫校では、小学校・中学校について議論が同時になされると思いますが、竹原や賀茂川の中学校区において合同で運営協議会が開催される予定はありますか。

○富本課長 　　各中学校区内には小学校がございます。それぞれの学校で学校運営協議会を設置して活動するわけですが、後々には中学校区で学校運営協議会の中学校内での協議会のようなものを設置して、それぞれ情報交換をしたり、一緒に活動できる部分は中学校区として活動できるような中身にということもあればやっていたらこうと思っています。現時点では、すぐに校区内での一つの連合体というものではないですが、これからは想定されると思います。

○高田教育長 　　校長連絡会で人事管理担当課長から、モデル数と言いますか地域によってはそういうことを実施しているところもあると促しているところでは

が、将来的には出てくる可能性もあると思っております。

○市川委員 運営協議会の委員さんは第5条第2項に保護者などの項目がありますが、一つの協議会に全ての項目がないといけないという訳ではないのですか。

○富本課長 それぞれの学校の実態や目指しているものがありますので、網羅している学校もあれば、委員の人数が少ないところは満たしていない部分もありますが、基本的には、保護者や地域の方に関わっていただいている状況でございます。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第22号「竹原市重要文化財の指定に係る文化財保護委員会への諮問について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案第22号「竹原市重要文化財の指定に係る文化財保護委員会への諮問について」御説明いたします。議案書の16ページから18ページ、及び当日配付資料の1ページを御覧ください。議案第22号「竹原市重要文化財の指定に係る文化財保護委員会への諮問について」、竹原市文化財保護条例第10条の規定に基づき、竹原市重要文化財に指定するにあたり、竹原市文化財保護委員会の意見を求めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。本案は、竹原町字皆実新開内にある個人所有

の「竹原町の長寿ブドウ（キャンベル・アーリー種）」を竹原市重要文化財の天然記念物に指定することについて、この木が持つ文化財的価値を踏まえた適切な保存・継承を図るため、竹原市文化財保護委員会に諮問し意見を求めるものでございます。竹原町の長寿ブドウ（キャンベル・アーリー種）の概要につきましては、お配りした資料にもありますように、大正7年（1918年）に植えた樹齢103年と伝わっており、文化財的価値は次の2点でございます。第1点目、樹齢100年を超える商品作物としての価値。ブドウを含む果実の収穫が目的である商品作物は、年数を重ね果実のなりが悪くなると若木へ更新されることや、品種改良など別の品種への切り替えもあり、商品作物が長期間残ることは、全国的に見ても稀であり、価値は非常に高い。第2点目、竹原の葡萄栽培の歴史を示す価値。キャンベル・アーリー種の登場により、飛躍的に発展した竹原の葡萄栽培の歴史を現在に伝えるものとして、本市において特に貴重な樹木であることが、調査によりわかりました。今回の諮問は、全部で4本あるものうち、樹勢が衰えていない3本を、竹原市文化財保護委員会へ竹原市重要文化財（天然記念物）への指定について諮り、意見を求めていくものでございます。以上でございます。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○竹下委員

4本あるということですが、4本とも樹齢100年を超えているのですか。

○堀川課長

現在、残っているものが4本で、4本とも樹齢100年以上のもので。ただ、1本は弱っているので3本を指定に向けて諮問していこうと考えております。

○竹下委員

樹齢100年を超えて実がなるということですが、一般的に何年くらいなのですか。

○堀川課長

何年くらい実がなるのかわかりかねますが、先ほど説明しました通り、品種改良に伴い商品作物として更新されたりしますので、こうして残って

いることがまれだということです。

○竹下委員           これは、100年前のキャンベル・アーリー種がそのまま残っているということですね。

○堀川課長           純粋なキャンベル・アーリー種です。所有者の方が高齢で土地が荒れた状態になっていたのですが、所有者の同意を得て、若い葡萄生産者が引き継ごうという保存体制が整いました。文化財指定するにあたりましては、保存体制が重要ですので、そういった体制が整い、また文化財保護委員に樹木医がおりますのでその先生に調査いただいて文化財的な価値付けを行ったうえで指定していこうということです。

○市川委員           この木が貴重なものであることはわかりましたが、例えば竹原の葡萄栽培自体を産業的な文化財というか、伝統的な産業だという伝え方は難しいのですか。このキャンベル・アーリー種は樹齢100年ということですが、葡萄栽培自体は明治時代から始まって、広島県で一番古い葡萄農家も残っていると聞いたこともあります。

○堀川課長           当日配付資料に、竹原市内文化財一覧表をつけております。今、市の天然記念物は宿根の大桜を指定しています。今回の指定は、まず天然記念物としてのもので、文化財的な価値付けがありますので、それをしていく中で、若い生産者たちの活動の中から今後葡萄栽培の歴史について伝えていくという取り組みも考えていきたいと思っております。

○高田教育長       お諮りいたします。議案第22号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長       はい。

職務代理者

○市川委員       はい。

○竹下委員       はい。

○西川委員       はい。

○平田委員       はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第23号「竹原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○富本課長 議案第23号「竹原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案」についてでございます。議案書19ページからを御覧ください。竹原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な規定を整備するため、新たな規則を制定するものでございます。平成31年1月25日、「学校の働き方改革」に係る、中央教育審議会において答申が取りまとめられました。また、同日文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されました。それを受けまして、平成31年4月1日、「学校における働き方改革取組方針」及び「竹原市立学校の教師の勤務時間の上限に関する指針」を定めております。そして、令和2年1月17日、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示されました。「サービス監督権者である各教育委員会においては、本指針を参考にし、上限方針（本市においては上限指針）の実効性を高めるため、教育委員会規則等において定めること」とあり、これを受けまして、「竹原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定めるものでございます。議案書19ページを御覧ください。始めに、第1条、規則の趣旨についてでございます。「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる給特法第7条第1項の規定する文部科学大臣が定める指針に基づき、竹原市立小学校、中学校、義務教育学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な事項を定めるものでございます。次に、第2条、定義についてでございます。第

2項、「所定の勤務時間」とは、給特法第6条第3項各号に掲げる日、祝日等の休日、以外の日における正規の勤務時間をいうこととし、第3項、「時間外在校等時間」とは、給特法第7条に規定する指針における、校内に在校しているあるいは校外の移動といった在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間をいうこととしています。第3条、業務量の適切な管理については、教育委員会として、時間外在校等時間について、限度時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとします。この限度時間は、1つの月について45時間及び1年について360時間とします。ただし、第3項にあります、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に限度時間を超えて所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、第1号から第4号に掲げる時間及び月数について、要件の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとします。第4条の委任については、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとしております。最後に、附則の施行期日については、令和3年4月1日としております。説明は以上でございます。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員           3点あるのですが、1点目は、校長先生や教頭先生といった管理職の先生も該当するのかということ、2点目は現状、勤怠はタイムカードのみで管理されているのかということ、3点目は現状、竹原市内の小中学校の先生の勤怠で1か月や年間でどれくらいオーバーワークがあるのかということを把握されていれば教えてください。

○富本課長           1点目の管理職を含むかということについてですが、教育委員会としては、管理職も含めた全ての教職員の勤務時間について管理を行っております。その内、管理職を除く一般職員の勤務情報については、各月集計し、分析をしているところです。2点目のタイムカードでの時間管理につ

いてですが、竹原市におきましてはパソコンで管理しています。出勤時にクリックすれば出勤、退勤時にクリックすれば退勤というふうに学校に入った時間、出る時間の出退勤の時点の記録ができるようなシステムを導入しております。3点目の現状ですが、月45時間以上ということに関して言いますと、年を追って2月を例にしますと、平成30年度は一般職で42%です。令和元年度は26%、令和2年度は19.9%となっております。わずかながらでも、改善しつつあるという状況です。ただ、年間については今年度2月末の状況では、年間360時間以上の時間外勤務ということとで言いますと45%の先生方が超えているという状況です。

○西川委員 校長先生、教頭先生も含めてこの規則に当てはまるということですか。PCで管理しているということですが、土日に出勤して時間外勤務が増えないように出退勤のクリックをしないで仕事をするということはないですか。

○富本課長 本規則につきましては、管理職も含めまして対象としております。出退勤の打刻についてですが、原則正しい時刻で打刻するように指導しておりますし、もちろん時間外勤務が多くなるということで調整するということは虚偽報告になりますので、そういうことはしてはならないと管理職を中心に指導しておりますので、そういったことはないと信頼しております。

○西川委員 部活の顧問の先生で、今はコロナ禍なので対外試合は少ないと思いますが、顧問をされている先生とそうでない先生、文化系の部活もあると思いますが、例えばサッカー部の顧問をされていて対外試合があったり、そういう状況の中で外部講師の方がいると思いますが、その方とのバランスがどうなのか、外部講師の方が全部対外試合の引率をされて、先生は勤務しない実態もあるのか、実態としては全て整っていないので、通常勤務をしながら顧問として部活動の練習、対外試合の引率も含めてやられているということもあるのですか。

○富本課長 部活動指導員については、いくらかつけているのですが、全ての部活と

全ての種目についてという訳ではございません。引率ができる部活動指導員はいるのですが、全ての部活でということではなく教職員が部活を担当し、休日も遠征等に引率するということは実態としてはございます。

○高田教育長

今日、提案がありましたようにこれが規則として合理的な根拠になるということの御理解をいただいて、校長は、学校教育法上は校務を司る教育職としての仕事があるわけですが、より一層働き方改革で言えば、労基法上の事業主としての役割で、勤務時間管理、健康管理ということが求められているところで、我々サービス監督権者も認識をしっかりと持っていかないといけないということを、この規則からも痛切に感じて気を引き締めて、そういった面でも各学校をよく見ていただいて御指導賜ればと思います。

○浅野教育長  
職務代理者

一般の事業所では、時間が月45時間超で産業医との面談、不眠はないか、体の調子はどうか、食欲はあるかという対面でのチェックがありますが、教職員や市職員はされていますか。

○富本課長

学校教職員につきましては、1か月80時間以上の時間外勤務がある者につきましては、医療機関等で面談するように校長が指導しているところですが、それに対する報告等は求めておりませんので、実態的なところは分かりかねます。ただ、ストレスチェック等で面談等が必要と言われた職員については積極的に医療機関にかかるようにしてもらっていますので、年2回のストレスチェックで職員をよく見ていただいて、面談を積極的に受けていただくよう日々指導しているところです。

○竹下委員

学校内で時間がオーバーするので、仕事を持ち帰って自宅で仕事をするということは学校としてどのように対応されているのですか。

○富本課長

いわゆる持ち帰り残業ですが、実態としてはあります。持ち帰り残業につきましては、時間外勤務としてはカウントされないのが基本的には持ち帰り残業はしない方がいいと指導しておりますが、学校の先生方の現状としましては、あるということです。そこは、時間内に業務が遂行できるように各学校で業務改善の工夫、あるいは何を優先していくかを校長あるいは

は職員と話をしながら、校務分掌に偏りが無いか、学校内で何か課題があれば解決していく、基本的には勤務時間内に業務を終えていただきたいと考えているところがございます。しかしながら、実態としてはありますので、校長から意見を聞きながら状況を把握しているところです。

○平田委員 先ほど、残業の説明がありましたが、世間でよく言う早出残業、始業前に仕事をすることとはあるのかということとそれは残業時間に含まれるのかということ、有給休暇の取得状況はどうなっていますか。

○富本課長 勤務時間開始前の出勤については、時間外勤務としてカウントしております。8時15分から勤務開始の学校が多いのですが、児童生徒につきましてはそれより早い時間に登校しますので、その対応を考えますと先生方は自主的に早い時間から出勤されている実態があります。もちろんそれは時間外勤務としてカウントしております。年次有給休暇につきましては、本市の特定事業主行動計画の目標として、全職員が15日取得できるようにという目標を立てて、取得できる環境づくりをしていただいております。今年度につきましては、夏休みの状況でなかなか先生方に有給休暇を取っていただく機会がとりにくいという実態がありましたので、また来年度以降、なるべく長期休業中あるいは開業中でも授業のやりくり等を含めて工夫していただいて、年次有給休暇を取っていただきたいと考えております。

○高田教育長 年次有給休暇は平均何日取得していますか。

○富本課長 中学校、小学校で違うのですが、中学校の方が比較的多くて10日前後だと思います。

○平田委員 思ったより取得されていますね。

○富本課長 取らせるように指導しておりますし、校長からも職員が取得しやすいような環境づくりをしております。

○平田委員 日々のお仕事が大変ですから、その分有給休暇を取ってもらいたいですね。

○竹下委員 男性教職員の育児休暇の取得状況はどうなっていますか。

- 富本課長 資料を持ち合わせていないのですが、育児休暇として長期的に取得される方は少ないです。いないに等しい状況です。ただ、配偶者等の出産に関わって一時的に休みを取るということは積極的に取得するよう指導しておりますので、そういった方は年々増えている状況でございます。
- 竹下委員 増えているのですか。
- 富本課長 配偶者の出産に関わってのことなので、短期的な数日単位で休みを取られる方はいるのですが、育児休暇のように何か月とか1年間とか長期的な取得は実態としてはないです。
- 竹下委員 今は会社員の方も男性が育児休暇を取りましょうという動きがありますが、実際に男性で育児休暇を取得する方は少ないようです。やはり職場の雰囲気ですぐに育児休暇が取れる状況かどうかがありますよね。竹原市の学校、教育委員会として、男性教職員にも育児休暇を取りなさいという雰囲気はあるのですか。
- 富本課長 先ほどの年次有給休暇もそうだったのですが、男性教職員の育児参加についての休暇も特定事業主行動計画の中で設定しておりますので、取得する立場になる男性教職員については、教育委員会からも校長にしっかり取得するようにという話をしておりますし、むしろ、取らせなさいと言っているという状況です。
- 市川委員 時間外在校等時間の時間というのは、小・中・義務教育学校で違いがあるのですか。
- 富本課長 校種別というよりも、それぞれの学校によって違うところがあります。1学級あたりの人数の違いや担任以外にも小学校で言いますと専科教諭がいる学校ですとか義務教育学校ですと後期課程の教諭が前期課程の授業を担当しているという状況もありますので、小・中・義務というわけではないのですが、比較的に中学校は部活動の指導がございまして、中学校の方が厳しいと把握しております。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案23号は、原案のとおり可決することに御異議

ございませんか。

○浅野教育長  
職務代理者

はい。

○市川委員

はい。

○竹下委員

はい。

○西川委員

はい。

○平田委員

はい。

○高田教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第24号「竹原市適応指導教室設置要綱案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長

議案第24号「竹原市適応指導教室設置要綱案」を提出するものでございます。議案書は23ページからでございます。竹原市立小中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒のうち、不登校及びその傾向のある児童生徒並びに竹原市教育委員会が認めた児童生徒に対して学校適応及び自立を目指した指導援助等を行うことを目的とする教室の設置でございます。以前から説明させていただいております件ですが、第3条にございまして、教室名が正式にわかたけ教室に決まりましたので、今回、要綱案として提出させていただいております。以上でございます。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○高田教育長

お諮りいたします。議案24号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長  
職務代理者

はい。

○市川委員

はい。

○竹下委員

はい。

○西川委員

はい。

○平田委員

はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第25号「竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案」及び議案第27号「竹原市立小中学校等の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案」は関連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案第25号「竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案」でございます。議案書34ページからでございます。こちらは、来年度、忠海学園が開校することに関連する規則の改正でございます。別表の共同事務室に係る学校名の整理でございます。竹原小学校共同事務室の関連校として、これまで忠海小学校、忠海中学校となっておりますが、その2校を忠海学園として整理しております。議案書37ページに新旧対照表をお付けしております。あわせて、議案第27号「竹原市立小中学校等の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案」でございます。議案書42ページからでございます。小学校区と中学校区の中の忠海小学校、忠海中学校を義務教育学校忠海学園としております。区域については変更せず、忠海小学校と忠海中学校の区域をそのまま忠海学園の区域に当てはめております。以上でございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第25号及び議案第27号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号及び議案第27号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第26号「竹原市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案」及び議案第28号「竹原市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案」は、関連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案第26号「竹原市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案」でございます。議案書は38ページからでございます。国家公務員との権衡を考慮し、課長級の職務の級の位置付けを見直すとともに、職員の職名について、職務段階に応じた職名に改めるための規則案でございます。具体的に申し上げますと、これまで部長級と課長級が同じ職の級として配置されておりました。これを今回、部長級と課長級を区別するというものでございます。これに伴って、職の級を整理しております。当日配付資料を御覧ください。4ページから新旧対照表をつけております。右側が改正前ですが、専任学芸員、専任栄養士、専任用務員を専門員として統合し、新たに主任を置くことにしております。さらに、その他の職名として事業調整監を新たに設けております。この職は、所定の事業の調整に関する事務を総括及び整理することとしております。来年度は中川教育次長が再任用でこの職に就くことになっております。併せて同様に議案第28号「竹原市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案」でございます。議案書50ページからでございます。先ほどと同様に職の整理をしたものでございます。新旧対照表を議案書53ページにつけておりますが、第5条の専任栄養士、主任栄養士、栄養士、専任給食調理員、主任給食調理員、給食調理員を取り、専門員、主任を加えております。それに伴い、それらの職の職務内容も改正前のものを削除し新たに加えた職の職務内容を加えたものでございます。以上でございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。市長部局も同様

な整理がなされています。

○高田教育長 お諮りいたします。議案26号及び議案第28号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号及び議案第28号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。以上で公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和3年第3回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和3年3月25日 午後 5時00分閉会